

ID: 5379

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	建築物に関する完了検査		
法令名 根拠条項	建築基準法第7条第1項 【準用】 第87条の2（建築設備）、第88条第1項（擁壁等の工作物）第88条第2項（遊戯施設等の工作物）		
法令番号			
【基準】	建築基準法第7条（建築物に関する完了検査）の規定による		
標準処理期間	7 日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日